

## 令和4年度 第5回若桜町農業委員会定例会議事録

招集年月日	令和4年8月8日				招集の場所	若桜町保健センター 2階 大研修室			
開会時刻	午前9時00分				閉会時刻	午前10時00分			
出席委員	1番	伊井野 孝一	2番	西山 博文	3番	藪田 道正	4番	盛田 敬一	
	5番	小林 正樹	6番	田中 圭子	7番	永原 聡	8番	津村 光明	
	9番	山本 義紀	10番	浅井 裕	推進委員	茗荷 主吉			
欠席委員	推進委員	山本 昭子							
日 程	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の決定 4 報告事項 報告第1号 農業委員会行事等の報告について 報告第2号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出について 5 付議事項 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 6 その他								
委員会出席者	中島事務局長 銀杏主事								
議事録署名委員	9番	山本 義紀	1番	伊井野 孝一					
議 事 内 容									
1. 開会	事務局	令和4年度第5回若桜町農業委員会定例会を開催します。本日は、農業委員10名中9名が出席ですので、今回の定例会は成立します。山本推進委員さんは欠席です。会長さんよりあいさつをお願いします。							
2. 会長あいさつ	会 長	(会長あいさつ)							

3. 議事録署名委員の決定	会 長	議事録署名委員の決定です。今回は、9番の山本職務代理と1番の伊井野委員でお願いします。
4. 報告事項	会 長	報告事項です。報告第1号、農業委員会行事等の報告について、事務局よりお願いします。
	事務局	報告第1号、若桜町農業委員会関係の令和4年7月13日から8月7日までの行事等についてです。まず7月13日ですが、令和4年度第4回農業委員会定例会を開催しました。15日に、鳥取県農業委員会職員協議会総会及び研修会がweb形式で開催されました。8月1日には第3回及び第4回農業委員会定例会の議事録を若桜町ホームページに掲載しました。そしてこの1か月間で、農地法第3条の規定による許可申請書を1件、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用報告書を3件受理しました。
	会 長	只今の報告について、質問、意見等はありませんか。
	委 員	(意見等なし)
	会 長	報告第2号、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出について、事務局よりお願いします。
	事務局	報告第2号、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出についてです。 1件目の届出に係る農地は大字三倉の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は342㎡ですが、そのうち1.44㎡を転用されます。事業者は東京都世田谷区にあります楽天モバイル株式会社です。事業の名称は楽天モバイル携帯電話用無線基地局建設、事業の目的は若桜町三倉地域における携帯電話サービスの提供、計画の概要は携帯電話無線基地局の設置、工事期間は令和4年8月12日から9月19日までです。農業振興地域や中山間地域直接支払といった農業関係の公共事業等は特にございませぬ。

会 長	担当委員から、何かありますか。
盛田委員	所有者さんは、ここ10年は農業をなさっておらず、土地を貸しておられ、借りた方が耕作されていきました。
会 長	只今の報告について、質問、意見等はありませんか。
委 員	(意見等なし)
会 長	次の農地転用の届出について、事務局よりお願いします。
事務局	2件目の届出に係る農地は大字菴米の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに畑で、面積は64㎡ですが、そのうち1.44㎡を転用されます。事業者は東京都世田谷区にあります楽天モバイル株式会社です。事業の名称は楽天モバイル携帯電話用無線基地局建設、事業の目的は若桜町菴米地域における携帯電話サービスの提供、計画の概要は携帯電話無線基地局の設置、工事期間は令和4年8月12日から9月16日までです。農業振興地域や中山間地域直接支払といった農業関係の公共事業等は特にございません。
会 長	私の担当区域です。浄化施設に入る所の手前の辺りにあります、使われていない農地です。只今の報告について、質問、意見等はありませんか。
委 員	(意見等なし)
会 長	次の農地転用の届出について、事務局よりお願いします。
事務局	3件目の届出に係る農地は大字岩屋堂の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は172㎡ですが、そのうち1.44㎡を転用されます。事業者は東京都世田谷区にあります楽天モバイ

ル株式会社です。事業の名称は楽天モバイル携帯電話用無線基地局建設、事業の目的は若桜町岩屋堂地域における携帯電話サービスの提供、計画の概要は携帯電話無線基地局の設置、工事期間は令和4年8月12日から9月16日までです。農業振興地域や中山間地域直接支払といった農業関係の公共事業等は特にございません。

会 長 担当委員から、何かありますか。

津村委員 現地の確認に行ったのですけれども、現在は何にも使われていませんので、問題はないと思います。

会 長 こういう届出は、農業委員会と関係ありますか。

事務局 これは農地転用ですので、農業委員会は関係あります。この認定電気通信事業に係る案件は、農地法施行規則で例外的に許可不要となっておりますけれども、農地転用という事実が変わりはありません。

会 長 該当地の所有者には当然、ここに建てさせてほしいと言うのは分かります。承諾するのは該当地の所有者だけで、隣接地の所有者には何も言わなくていいのでしょうか。本来であれば、農業委員会への報告までに、自治会長に言ったり、回覧を回して知らないということがないようにします。該当地の所有者はもちろん分かっていますけれども、隣接地の所有者は知らないまま、農業委員会に報告というのが現状です。

茗荷推進委員 農業委員会以外にも、連絡があるのではないですか。できたから報告だけというのでは、良くない場合になかなか言えないものです。農業委員会には、完了してからの報告ですか。

事務局 完了後ではなく、計画の段階で提出するものです。

5. 付議事項

委員 (ほかに意見等なし)

会長 付議事項です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりお願いします。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めます。  
申請に係る農地は大字吉川の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は960㎡、権利種別は第3条に係る有償移転、内容は土地の売買です。譲渡人は大阪府大阪市の〇〇〇〇、譲受人は若桜町大字吉川の〇〇〇〇です。これは、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。

会長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

永原委員 以前から、ずっと譲受人が作っておられたということですが、今回、売買されるということですが、特に問題はありますか。

茗荷推進委員 以前から、譲受人が作っておられたということですね。

永原委員 はい、〇〇〇〇の代から頼まれていたそうです。ちなみに、相続の手続きを、今しておられるところでして、それが終わってからでないと登記ができないとのことですので、それを待っているという状況のようです。

会長 譲渡人は、他にも土地を持っていらっしゃるでしょう。

永原委員 持っていますが、もう作らないですし、大阪にお住まいですので、他の人に作ってもらっています。それでも、作れなくなっている所があるようです。

6. その他	会 長	この件について、質問、意見等はありませんか。
	委 員	(異議等なし)
	会 長	意見等がないので、申請どおり決定します。
	会 長	その他の事項です。  ●農地パトロールの実施スケジュールについて協議。 ●次回定例会は、9月9日(金)9:00～に決定。
	会 長	以上で、令和4年度第5回の農業委員会定例会を終了します。